

第3章

計画の推進体制

計画の推進体制

男女共同参画社会の実現を目指してこの計画を積極的に推進するために、庁内各部局が一体となり継続的に取り組みます。また、民間団体や市民との情報交換の場を設置するとともに、市民の理解と協力をいただき、社会情勢に対応した施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

1 推進体制の整備・充実

男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、庁内に横断的な組織を設置し、密接なネットワークのもとに、各種施策を展開します。

2 関係機関との連携強化

国や県と連携を図り、それぞれの男女共同参画施策、事業等との協調・整合を図りながら進めます。

3 市民の意見を反映した施策の展開

広く市民の意見を聴くため、「男女共同参画推進協議会」を設置し、男女共同参画に関する企画・事業について市民の参画をいただきながら施策を展開します。

4 計画の進行管理

計画を着実に実施していくため、各施策の実施状況と課題を把握するなど、適正な進行管理に努めます。また、計画期間中であっても新たな取り組みが必要となった場合はこの計画を随時変更し、内容を公表します。

5 企業、NPO等の市民団体との連携の確立

男女共同参画社会の実現のため、企業やNPO等の市民団体と連携を図り、自主的な活動を促進します。

6 情報の収集と提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、家庭・職場・地域において男女共同参画が推進されるよう、その提供に努めます。